

(資料 1)



2024年度 実務者説明会 (抜粋版)

2025年2月14日（金）14時～16時

一般財団法人日本情報経済社会推進協会
デジタルトラスト評価センター

CONTENTS

1. 電子署名法と変更認定
2. 認定認証業務の品質維持等に向けた情報共有
3. 実地調査のリモート化実証検証に関する情報共有

1

電子署名法と変更認定

1. 電子署名法と変更認定

■ 1.1 変更認定に関する考え方の整理

電子署名法第3条の「電磁的記録の真正な成立の推定」を支える特定認証業務に関する認定の制度

認定の基準に関する電子署名法等の条文

変更認定に関する電子署名法等の条文

変更認定の考え方

■ 1.2 変更認定が不要となった事例

＜業務系＞

＜設備系＞

■ 1.3 変更認定が必要となった事例

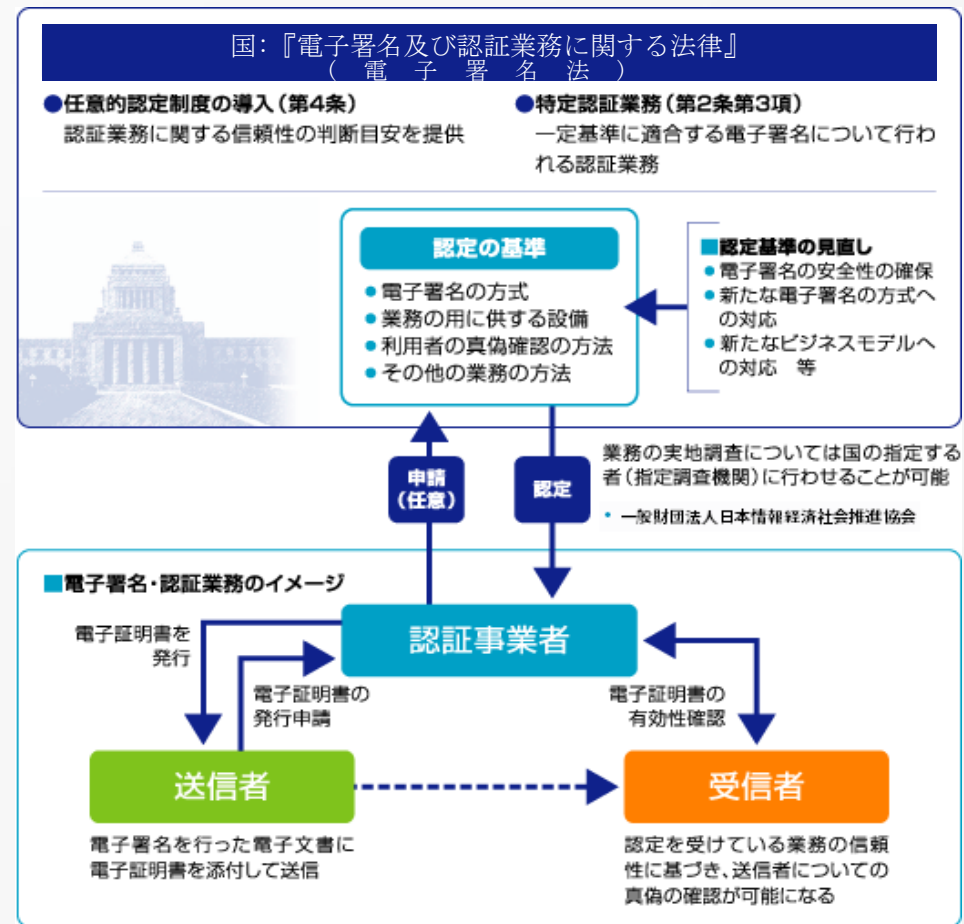
＜業務系＞

＜設備系＞

1.1 変更認定に関する考え方の整理

(1) 電子署名法第3条の「電磁的記録の真正な成立の推定」を支える 特定認証業務に関する認定の制度

特定認証業務の認定を受けるためには、どのような技術・設備水準が必要なのか示されており、電子署名の方式や業務の用に供する設備、利用者の真偽確認の方法等が定められ、こうした認定を受けた認証局が発行する電子証明書は、一定レベルの信頼性を保ったものだ判断される



1.1 変更認定に関する考え方の整理

(2) 認定の基準に関する電子署名法等の条文

電子署名法第4条(認定)

特定認証業務を行おうとする者は、主務大臣の認定を受けることができる。

- 2 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 申請に係る業務の用に供する設備の概要
 - 三 申請に係る業務の実施の方法

電子署名法第6条(認定の基準)

主務大臣は、第4条第1項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

- 一 申請に係る業務の用に供する設備が主務省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 申請に係る業務における利用者の真偽の確認が主務省令で定める方法により行われるものであること。
- 三 前号に掲げるもののほか、申請に係る業務が主務省令で定める基準に適合する方法により行われるものであること。

※ 解説

電子署名法第6条で定められた「認定の基準」は、さらに施行規則や指針・方針に落ちてきて、より具体的で細かな判断基準が定められ、事業者が実施している業務一つ一つに展開されている。

<凡例>

○設備の要件・・・青字で記載

○業務の方法・・・緑字で記載

1.1 変更認定に関する考え方の整理

(3) 変更認定に関する電子署名法等の条文

電子署名法 第9条（変更の認定等）

認定認証事業者は、第4条第2項第2号又は第3号の事項を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

電子署名法 第4条第2項第2号又は第3号

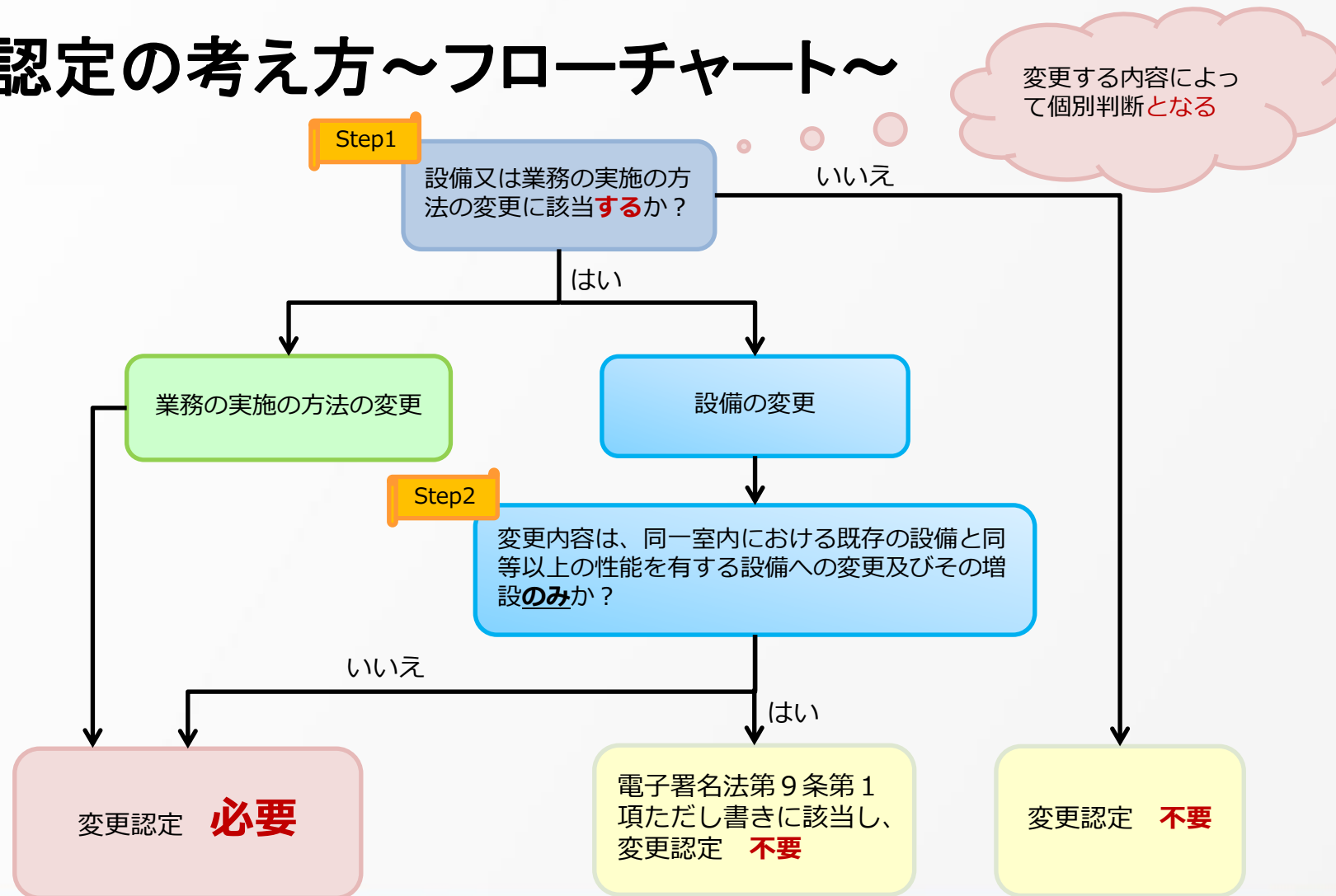
- 二 申請に係る業務の用に供する設備の概要
- 三 申請に係る業務の実施の方法

施行規則 第9条（軽微な変更）

電子署名法第9条第1項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、同一室内における既設の設備と同等以上の性能を有する設備への変更及びその増設とする。

1.1 変更認定に関する考え方の整理

(4) 変更認定の考え方～フローチャート～



1.2 変更認定が不要となった事例

昨年(2024年2月)の実務者説明会以降の問合せで、事業者が特定されず、かつ汎用的に参考となる事例を抽出し、変更認定は不要であると判断された事例を紹介します。

1.2 変更認定が不要となった事例 <業務系>

①

質問

ヘボン式以外のローマ字による利用者氏名

電子証明書に記録する利用者氏名ローマ字にヘボン式表記のみを使用することとしています。一部の利用申込者から、パスポート等と同じヘボン式以外の表記にしたいと要望されています。

ヘボン式以外の表記を使用する場合は、利用者にパスポートのコピーを提出してもらい、利用申込書に記入されたローマ字氏名と一致していることを確認します。

回答

お問合せの範囲内であれば、電子署名法第9条第1項に規定する法第4条第2項第3号の事項の変更には該当せず、変更認定は不要であると思料します。

なお、本運用の変更にあたっては、CP/CPS、事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、必要に応じて申込書にも反映した上で、業務関係者への教育・訓練を実施し、当該記録を残してください。

1.2 変更認定が不要となった事例 < 業務系 >

②

質問

個人事業主の組織名称

利用者が個人事業主のとき屋号(組織名称)が確認できる資料がない場合、利用者の氏名を Subject AltName の o="組織名" に記載することを検討しています。

回答

個人事業主に係る屋号は、電子署名法施行規則第6条第8号に規定する「利用者の役職名その他の利用者の属性(利用者の氏名、住所及び生年月日を除く。)」に該当し、同法による「認定の対象外」(電子署名及び認証業務に関する法律に基づく指定調査機関の調査に関する方針第4の4.)であり、上記お問合せの範囲内で運用することは可能であると思料します。

実施にあたっては、CP/CPS、規程、帳票等に明確かつ適切に規定し、関係する要員に対する教育を実施し、記録を残してください。

1.2 変更認定が不要となった事例 < 業務系 >

③

質問

代表取締役等住所非表示措置のあるときの利用者が代表者であることの確認

代表取締役等住所非表示措置（令和6年法務省令第28号）により代表取締役等の住所が登記事項証明書等に表示されず、利用申込者の住所、氏名との一致を確認することができない場合、印鑑証明書とこれに係る押印のある在籍証明書によって、利用申込者が代表取締役等であることを確認することを検討しています。

回答

お問合せにつきましては、電子署名法施行規則第6条第8号に規定する「利用者の役職名その他の利用者の属性(利用者の氏名、住所及び生年月日を除く。)」に該当し、同法による「認定の対象外」（電子署名及び認証業務に関する法律に基づく指定調査機関の調査に関する方針第4の4.）であり、上記お問合せの範囲内で運用することは可能であると思料します。

実施にあたっては、CP/CPS、規程、帳票等に明確かつ適切に規定し、関係する要員に対する教育を実施し、記録を残してください。

1.2 変更認定が不要となった事例 <業務系>

④

質問

紙のチェックリストの廃止(電子化)

利用者の真偽の確認において、確認の過程を電子的に記録するとともに紙のチェックリストに記録しています。紙のチェックリストの作成を廃止することを検討しています。

回答

利用者の真偽の確認において、紙のチェックリストを作成することによって貴業務として確認し、記録しようとしている内容について、確認の過程を電子的に記録することにより適切に規定し、実施することができるのであれば、紙のチェックリストの作成を不要とすることは、法第4条第2項第3号の事項の変更に該当するとは言えず、変更認定は不要であると思料します。

1.2 変更認定が不要となった事例 <設備系>

①

質問

帳簿書類の保管場所の変更

〔ケース1〕 帳簿書類を保存する鍵付きの保管庫を、保管室に保存しているところ共用の倉庫にある鍵付きの収納ボックスに保存することを検討しています。倉庫の鍵は別の部署が管理しています。収納ボックスの鍵は、認証業務に従事する者が管理します。

〔ケース2〕 帳簿書類を保存している事務室を移転します。事務室の施錠の方法がテンキー錠から指紋照合装置となります。

1.2 変更認定が不要となった事例 <設備系>

①

回答

帳簿書類の保管場所の変更

2016年度(2017年2月23日)に開催した実務者説明会において、「帳簿書類の保管場所の変更」については、「保存場所のみの変更であれば、法第4条第2項第3号に規定する業務の実施の方法の変更には該当せず、変更認定は不要である」と整理されています。また、翌2017年度の実務者説明会においても、「IA,RAと異なる保管場所の変更、追加」の事例として同様の判断をお示ししており、その際の認定認証事業者からのお問合せでは、「調査表項番3C56の要件（施錠可能な出入口、火災対策、直射日光対策等）は満たしており、また、運搬時も帳簿の漏洩、滅失毀損防止の対策を講じる」ことが付記されていました。

したがって、上記2017年のお問合せのように、帳簿書類の移転に際し、移転先が引き続き調査表項番3C56の要件（施錠可能な出入口、火災対策、直射日光対策等）を満たした上で、運搬時も帳簿の漏洩、滅失毀損防止の対策を講じて実施されるのであれば、帳簿書類の保管場所を変更することは、法第4条第2項第3号に規定する業務の実施の方法の変更には該当せず、変更認定は不要であると思料します。

係る保管場所の変更に際しては、変更に関して実施された記録を作成、保存いただき、保管場所変更後の更新調査時に、指定調査機関による確認を受けてください。

1.2 変更認定が不要となった事例 <設備系>

②

質問

認証設備室の移転

認証設備室の移設を検討しています。認証業務用設備は、使用中のものを移設します。また、当移設に際し、作業申請書・報告書を作成します。

回答

平成25年度（2014年）に開催された実務者説明会において、「認証設備室の設置場所を変更する場合において、併せて設備を変更したり、業務の方法を変更したりする場合は、変更認定が必要である。しかし、認証設備室の移設後も従来の設備を使用し、業務の方法の変更がない場合は、設備の概要の変更及び業務の実施の方法の変更に該当しないため、変更認定は不要である。」と整理されています。

1.2 変更認定が不要となった事例 <設備系>

③

質問

認証業務用設備のPCのリプレイス、Windowsアップデート

- ・すでに設置されているPCと同等以上の性能を有する設備に交換します。
- ・発行者署名符号の作成及び管理その他の発行者署名符号の漏えいを防止するために必要な措置等が変更されないことを確認します。
- ・作業は、2名以上による合議制のもと実施することとし、事前に作業申請書を作成します。
- ・旧PCについては、前回の更新調査～交換時までのWindowsイベントログが欠損しないよう、認証業務用設備のファイルストレージやSyslogサーバ等にすべて保管します。
- ・アップデート作業時にはMicrosoftアップデートサーバーの宛先のみを許可します。
- ・アップデート作業に際し、事前の検証を行います。
- ・このとき、当作業により、前回の更新調査～交換時までのWindowsイベントログが欠損しないことを確認します。
- ・Windowsアップデートの履歴全般を記録します。

1.2 変更認定が不要となった事例 <設備系>

③ 回答

認証業務用設備のPCのリプレイス、Windowsアップデート

お問合せいただいた範囲内で認証業務用設備のPCリプレイスやWindowsアップデートを実施することは可能であると思料します。

認証業務用設備の維持管理に関する記録を作成いただき、実施後の最初の更新調査時に、指定調査機関による調査を受けていただきますようお願いいたします。

なお、PCリプレイス時に、旧PCのWindowsイベントログを認証業務用のファイルストレージやSyslogサーバ等にバックアップする際は、旧PCをネットワークから取り外す直前に実施しないと、別途FW設定等ネットワーク構成に一時的な変更が必要となったり、また、バックアップ直後にファイル名を変更しないと新PCが出力したログで上書きされることがあります。また、Windowsアップデートによってその後のログ保存の上限設定が既定値となった結果、更新調査時にログの欠損が検出されることがしばしば発生しています。

いずれも、業務に与える影響範囲等について十分な確認の後、実施していただきますようお願いいたします。

1.2 変更認定が不要となった事例 <設備系>

④

質問

システムリプレイスに伴うシステム切替前のIP-VPN並行接続

データセンターと登録用端末設備室とをIP-VPNで接続しています。

新システムでも同様の構成となりますが、新システム運用に向けての動作確認や準備の為、新旧のシステムを並行稼働する必要があり、一部のネットワーク機器を先行してリプレイスし、新旧両システムは相互接続できないよう分離する設定で、新旧両システムに接続できるようにしたいと考えております。

1.2 変更認定が不要となった事例 <設備系>

④

回答

システムリプレイスに伴うシステム切替前のIP-VPN並行接続

上記お問合せの範囲内で、順次システム切り替えを実施することは、電子署名法施行規則第9条で定めた軽微な変更該当し、変更認定は不要であると思料します。

実施に際しましては、以下の事項にご留意いただき、実施後の更新調査時に、指定調査機関による調査を受けていただきますようお願いいたします。

- ・ 施行規則第12条第1項第2号ロ及びハに基づき保存が求められる記録について、欠損が生じないようにご注意ください。
- ・ 施行規則第12条第1項第4号ホに基づき、施行規則第4条各号（今回の場合は同条第2号及び第3号）の基準に適合するために必要な設備の維持管理に関する記録について、お問合せいただいた内容がわかるように作成いただき、保存してください。
- ・ 設備や帳簿書類の廃棄を伴う場合には、施行規則第12条第1項第4号トに基づき、帳簿書類の利用及び廃棄に関する記録を作成し、保存してください。

1.2 変更認定が不要となった事例 <設備系>

⑤

質問

FWおよび侵入検知装置リプレイス

Firewallおよび侵入検知装置の機器更新を実施します。本機器更新にあたり、侵入検知の機能をFirewallに統合します。

変更内容の詳細は、別途ご説明します。

1.2 変更認定が不要となった事例 <設備系>

⑤ 回答

FWおよび侵入検知装置リプレース

お問い合わせ及び別途ご説明いただいた状況の範囲内で、Firewall装置を更新し、Firewallに侵入検知機能を統合することは、平成25年度（2014年）実務者説明会の整理 のとおり、施行規則第9条に定める軽微な変更該当し、可能であると思料します。

実施に際しましては、以下の事項にご留意いただき、実施後の更新調査時に、指定調査機関による調査を受けていただきますようお願いいたします。

- ・ 施行規則第12条第1項第4号ホに基づき、施行規則第4条各号（今回の場合は同条第2号）の基準に適合するために必要な設備の維持管理に関する記録について、上記お問合せいただいた内容がわかるように作成いただき、保存してください。
- ・ Firewallの機種変更となるので、ポリシー設定の記述方式の差異による挙動の差異が、フィルタの抜け漏れを生じさせたり、必要な通信を遮断したりすることがないように、ポリシー設定確認及び通信確認の手順等を明確かつ適切に規定した上で実施してください。
- ・ 施行規則第12条第1項第4号ロに基づき、変更前の施行規則第4条第2号の措置に関する記録について欠損が生じないようにしてください。
- ・ 施行規則第12条第1項第4号トに基づき、廃棄（返却）する機種変更前の設備のデータに関する完全消去等を実施いただいた上で、その記録を作成し保存してください。

1.3 変更認定が必要となった事例

昨年(2024年2月)の実務者説明会以降の問合せで、事業者が特定されず、かつ汎用的に参考となる事例を抽出し、変更認定が必要であると判断された事例を紹介します。

1.3 変更認定が必要となった事例 <設備系>

①

質問

新サービスのための端末設備等の接続

認定認証業務用設備に、認定認証業務ではない別のサービスのための端末設備等を接続することを検討しています。

回答

2014年当時の主務三省により以下のとおりの整理がなされており、変更認定が必要になるケースに該当します。

システム機能拡張に伴う新機能を搭載した登録用端末設備を、既存の設備と同一室内に増設若しくは既存設備と置き換える場合は、施行規則第9条の軽微な変更に応当するため、登録用端末設備に関する変更認定は不要である。

ただし、別室に増設する場合や、同一室内への設置であっても以下の措置状況を変更する場合には、それらの該当する部分に限って変更認定が必要になる。

- ・ 設備間通信に関し、誤認並びに盗聴及び改変を防止する措置（指針第5条第2号）
- ・ 各操作者に対する権限設定並びに当該操作者及びその権限を確認する措置（指針第6条第1項第1号）
- ・ 認証業務用設備の動作を記録する措置（指針第6条第2項）

1.3 変更認定が必要となった事例 <設備系>

②

質問

バックアップサイトの構築

利用者の真偽の確認を行う室に、登録用端末設備、ファイルサーバー等を設置しているところ、これらの設備を増設してから増設分を新たな場所に移設してバックアップサイトを構築することを検討しています。

回答

変更認定を受けることで、バックアップサイトを構築することは可能であると思料します。施行規則第9条による軽微な変更については、「同一室内における既設の設備と同等以上の性能を有する設備への変更及びその増設」と定められています。お問合せの範囲では、その内容を大きく超え、元の室とバックアップサイトのファイルサーバー間で同期がとられ、また、認証業務用設備との通信もあることから、指針第5条第2号の観点からも通信の措置について、確認が必要であると思料します。

2

認定認証業務の品質維持等に向けた情報共有

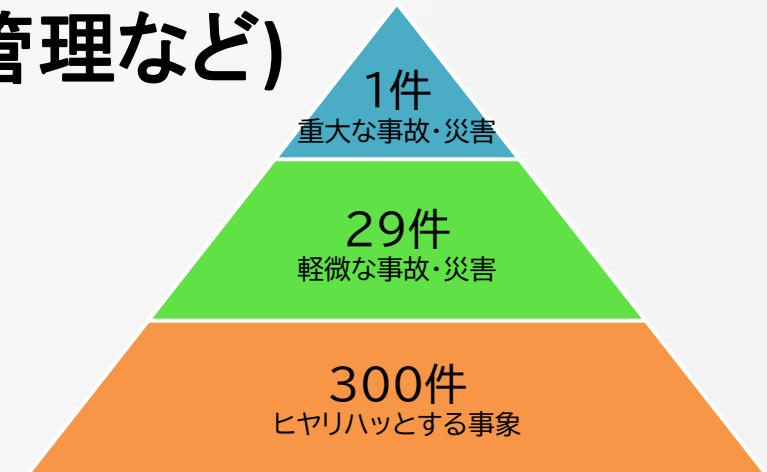
(1) 規程・手順の適切な作成と遵守(1/2)

■ 電子署名法に対する不適合の予防

- 規程・手順の遵守、業務の実態に即した見直し
 - 見直し内容に係る法定要件、調査表の確認
- 業務の実施記録の帳簿には、実施日付、実施者、責任者（＊）
- 定期的な教育（研修）等の実施

■ (参考) ハインリッヒの法則 (労働災害、品質管理など)

- 重大事故・災害1件の陰に
 - 29件の軽微な事故・災害
 - 300件のヒヤリハット
(事故にいたらない、ヒヤリハットとする事象)
- 重大事故の防止には、ヒヤリハットの撲滅



* 責任者を記録する必要がある帳簿

(調査項番4106、4108、4109、4204、4301～4305、4404～4407)

(1) 規程・手順の適切な作成と遵守(2/2)

■ 電子署名法に対する不適合の予防:

- 規程・手順の遵守、業務の実態に即した見直し、情報共有
 - ✓ 規程・手順の見直しや教育では、意図、理由、背景、関連する施行規則や指針等の条文、電子署名法を遵守する重要性を認証業務全体（必要に応じて経営層を含む）で共有する。
 - ✓ 日常的、定期的に、違反には至らなかった「ヒヤリハット事例」を収集し、共有する(朝礼・終礼・小集団活動など)。
 - ✓ 規程・手順が不明瞭であったり、要員が理解し辛かったりした場合等、規定された内容が適切に共有、認識されるよう迅速に検討し改訂する。
 - ✓ リスク検出を容易にするために、チェック項目の追加や表現形式の変更等により、作業記録様式を改善する。
 - ✓ 稀なケースでは、担当者と責任者で規定を確認して実施する。
- 業務の実施記録の帳簿には実施日付、担当者、責任者を記録
 - ✓ 担当者に対する責任者の管理・監督
 - 実施前の可否判断
 - 実施後の可否判断
 - 規定された記録の保存場所の徹底

(2) 指摘事項の区分、確認状況について

- 「指摘」: 電子署名法、施行規則、指針、方針、調査表適合例、実務者説明会において説明されている事項に抵触、又はそのおそれがある事項です。
 - 「質問」: 内容を確認させていただきたい事項について質問します。
 - 業務の実施に係る体制等に関して認定の判断に影響があると思われる事項については質問を重ねることがあります。
 - 特に、事故、障害に対する再発防止策の検討においては、「障害発生後の対応」のスライドでもご説明している動機的原因(直接的原因を見逃した理由)について質問します。
 - 従前と変更のない事項や、以前の調査において確認済みとした事項について、改めて確認、精査することで質問することがあります。また場合によっては、主務省庁から従来とは異なる解釈が示される、あるいは、新しい調査員の着任により、これまでは気付かなかった事項が検出されるといったこともあります。
 - 「提案」: わかりやすさの向上の観点等で提案することがあります。
 - 「誤字」: 誤字・脱字の類と思われる記述に対する指摘です。
- ※ 確認に時間がかかる場合や、確認済みとした事項について指摘、質問等を追加する場合があります。
- ※ 疑問に感じるところ、回答しにくいところについては、オンライン打合せ含め、ご相談いただくのがお互いにとって効率的であろうと思料します。

